

○令和7年度第2回石川県子ども政策審議会 議事録（要旨）

日時：令和7年11月7日（金）10時00分～11時20分

場所：石川県庁1109会議室

「いしかわ子どもの権利基本条例案（案）」について

○田邊会長

確認ということでも、もし皆さんの方で何かありましたら、お出しいただければと思います。いかがでしょうか。

○横川委員

どうもありがとうございました。この条例案の最初の目的前の前文のところのことなんですけども、付け加えていただいた、「子どもの声に耳を傾け、寄り添っていくことが大切である」という、この大人の役割ですよ。ここをもう少し強調したいなっていう思いがちょっと感じました。そして大人は、ではなくて、その前提には大人が子どもの声に耳を傾け、寄り添っていくことが大切であるというふうな内容の方が、なんとなく子どもの育ちを大人全体が支えていくというような、そんなニュアンスにならないかなという感じがしましたので、提案させていただきます。以上です。

○田邊会長

この比較表を見ると、現文の方ですか、何段目ですかね、3段、4段目かな、4段目の後半のところですね。大人が子どもの声に耳を傾ける、寄り添っていくということが大切だという記述を、もう少し強い表現にしていいただければというご意見です。先だつての公聴会の時にも、もちろん子どもの声もたくさん聞きましたけれども、大人もそれほど中身を理解しているかということ、必ずしもそうでないということが、まずは目を向ける必要があるんじゃないかっていう印象を持ちましたけれども、子どもが内容を理解することもさることながら、大人自身がよりよく理解した上で、そういうことを進めていく必要があるんじゃないかっていうのが、公聴会の、個人的な印象なんですけども、そういうことを主により強調した表現を加味したかどうかということです。よろしいでしょうか。他に皆さんの方から、ご質問なりご意見なり頂戴できればいかがでしょうか。

○前田委員

はい、よろしくお願いいたします。先日、公聴会出させていただいて、先ほどの概要の報告にはなかったんですけども、最後の方に子どもたちが、ちょっと上から目線の、多いんじゃないかっていうことで、おそらくすごい細かい詳細を確認する時間はなかったんですが、おそらく表現の内容というよりは、やっぱり表現のスタイル、あるいはもう、まあ彼らからしたらこれまでね、ずっとその過ごしてきた中で、なんとなくこういう場所に立たれると、これをやりなさいと言われても感じてるということもあると思います。そのところはわからないんですが、ここをやっぱりきちんと捉えて、パブリックコメントの方でもあったように、まず子ども自身がこの権利をしっかりと自分たちのものとして当事者として意識する。それから大人ももちろんそれをきちんと理解して、ただ作っただけではダメですよというご意見もあっ

たと思うんですね。ですので、この基本の条例をどこまで条文を詰めるかというところがあるというのは、そういうこともあるようではございますけれども、やはり子どもたちが自分たちのものとする大人も関係者も理解するというこのために、例えばユニセフが子どもの権利条約、きちんと子どもたちにもわかるように、内容を表現したものを作っているように、やっぱり県民あげてですね、例えばワークショップみたいなプログラムをあちこち開いて、子どもは十分自分たちのものとして使えるような条文を作っていくというような、そういうものを一つのプログラムとして行っていくというのはどうかなと思うんですね。その中で、もしかしたら最終的な条例としてどうなのかということが出てくるかもしれませんが、今まだまだ検討の段階では、当事者を含めて、自分たちのものとしてまだしっくりきていないところも当然あるかと思うので、本当にこれを実のあるものにするために、そういう作業を通じて、結果的に一つの成果物として、子どもたちが自分たちで解釈した子どもの権利基本条例というものを作っていくというようなことを提案したいというふうに思います。以上です。

○田邊会長

はい、ありがとうございます。条例の体裁上、表現には一定のラインがあると思うんですが、子どもに関わる条例でもあるので、子どもがしっかり理解し、子ども自身が発信できるような表現も大切ではないかというご意見かと思うので、それは条例と称するかどうかはまた議論があるところでしようけれども、子ども自身が主体となって理解し、認識できるような表現も一方で工夫する必要があるんじゃないかというご意見かと思うので、またしっかり加味できればと思います。他に皆さん、じゃあ。

○新澤委員

条例のことではないんですが、たぶん周知のことが、これからのこの条例を基本的に変えるとかね、そういうことは多分、これ私は十分だと思いますし、言葉を先生がおっしゃったように、これで十分だと思うので、まあ今後の周知のことに問題あるかと思うんです。で、その周知に入るにあたりまして、一応これね、県民のアンケートの結果があるんですけど、これまだ終わってないってことで、これまた出てくると思うんですけど、これちょっと見ながら、子どもの何て言うんですか、子どもも大人もそうですね、いわゆるその件に、例えば知っていますかとかということとか、こういうようなことについてどう思いますかというのはもともと差があるのかどうかちょっと気になったので、11月終わったらまたその結果について教えてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

○田邊会長

子ども自身の認識と大人の認識、どれぐらい開きがあるのかということも確認したいということです。またぜひ、集約の折にお願いいたします。このほか、はい、じゃあ開委員よろしくお願いします。

○開委員

今、アンケートのお話も出まして、大変気になるといいますか、反対の意見1%には過ぎないということでしたが、この方たちはなぜ反対されているのかなというのがすごく気になるということでした、その他の意見で、子どもが大事にされすぎると、大人が逆になんか困るんじゃないとか、大人の自由がは

く奪といったような言葉ですとか、守りすぎると子どもが弱くなる、条例はあまり意味ないんじゃないか、強制力がないから、法律とは違いますので、本当は違うわけなんですけれども、といったところで、こういう誤解といいますか、大人の方たちの、自分自身もそうですが、やっぱり学びといいますか、そういったことに向けての、もちろん普及啓発ということはございますが、アンケートも 10 代以下の方が 75% ということで、知っているのが 4 割いて、聞いたこともあるのも 4 割でというのは、子ども 10 代以下の方が、ということになりますよね。今の話を聞いたら、ちょっとその確認が必要かなということで、今の大人の意見と子どもの意見というようなことで、ちょっとこう、そこは少しお聞きしたいというようなところと、あの反対意見はどうしてなのかという理由ですね、そういうことをちょっと含めますと、実は条例のところに、例えば学校関係者等の役割という第 7 条があって、そこも私意見させていただいたところではあったんですが、子ども自身が子どもの権利について学びを深めるといえるものがあるんですけども、子どもの権利が守られるということは、実は大人の権利も守られるというか、人間としての権利はすべて平等といったところですか、バラバラに役割があるのではなくて、連携をしながらやって、それを進めていくという、ちょっとそういったようなニュアンスが弱いのかなと言いますか。学校では子どもを相手にして、いろいろこう教育をすればいいんだ、ではなくて、こう家庭、地域、そしてまた行政ともこう連携をして進めていくんだといったような視点がもしかしたら各条例個々に見ると、バラバラにただ取り組んでいますよというふうに見えないこともないのかなと思いますので、全部読めばわかると思うんですが、ちょっとそういったところで、すごく、なんだか、ちょっとこのままいくと、なかなか難しいところがあるかなというふうに感じました。ということで、ちょっとまたご検討いただければと思います。以上です。

○田邊会長

ありがとうございます。子どもという表現をしているから、なんかそれ自身が独り歩きしないようにという大人の権利も含めた連携や連続性、そんなことも配慮した、何がしかのことが必要じゃないかという、と思いますので、また、踏まえながら検討できればと思います。

○沖野子ども政策課長

今、アンケートが途中経過ということになりまして、この右のグラフのこの知っていますかについては、この年代の全ての方の結果ということでお示しさせていただいております。また、10 代の方が今、回答数が多いということで、そういう傾向が見られるのかなというふうに思っておりますけれども、また、終了後、きちんと報告できるような形にさせていただきたいなというふうに思っております。反対意見については、反対というか、よくないことだと思うというふうにチェックされた方については、そのチェックだけというふうになっておりまして、その他をチェックされた方で、こういった意見が出ていくという、そういった形で、なるべくあまりアンケートで負担もかけないような形ということで、いろんな選択肢を考えた上での、こういう形でさせていただいております。また、結果がお示しできるときにお伝えできればなと思っております。

○田邊会長

ありがとうございます。反対だという意見も気になる場所ですけれども、なかなか全てのことが

100%合意の上でっていうのも一方でなかなか難しい。でも、反対される理由をしっかりと掘り起こしていく必要があるでしょう、ということだと思います。また、11月末までが期限ですので、集約されたところで、機会をお待ちしたいと思います。

○釜土委員

ありがとうございました。前回のときには Zoom だったものですから、お話しすることができなかったんですけども、本当によくまとめていただいたなというふうに思っています。ただ、今の開先生のポイントについて、反対の人たちのというのは、私は何となく昔聞いたことがあるので、分かるような気がするんです。子どもの日が制定されたときに、子どもを大事にしなきゃいけないというので、子どもの日というのを制定しようとしていたときに、あの後、大きく話題になったのは、あとは大人の日だからと言われて、子どもの日だけが子どもを大事にするというような話が笑い話のように出てきて、実は私も自分の母親に同じことを言われたことがあるので、ショックを受けたことが実際ありました。ですから、こういう話が出てくるときに、子どもの権利といったときには、そのことについて以外は全部大人の権利だからと言われかねないというところが大きなポイントなんだろうと思っていますので、それを書かれた方がどういう感じでお書きになったかわかりませんが、もしかすると私もそのポイントで、このところにチェックを入れる可能性はあるかなと思っていた者の一人なんです。ただ、この権利条例自身については非常に重要なことですので、そしてまたよく形ができてきて、いろんな意見が聞かれてきてよかったなと思いますけれども、本当に言うと、前田先生や源先生が言ってくださった方がいいのかもしれない、もう少し小さな子どもたちの声というのは、これは聞いてないと思いますよね。すなわち、そのためにはどうしても保護者の人たちをケアするということが出てこなきゃいけないと思っていました。それが少しかなり触れられてきたということ良かったかなというふうに思います。しかし、それでも一点だけちょっとお願いがありまして、それはまさに一番スタートのところに一人一人という言葉があるんです。これは一人一人というのはご存知だと思いますけれども、どちらも漢字になっていて、この漢字の形成でやっていくっていうのは行政用語ではないかと思っています。しかし、文部科学省が確か推奨しているのは、最初の一人というのは漢字で、あとはひらがなでひとりと書く。これが推奨されているのではなかったかと思っています。ただし、子どもたちにとって一般的なのは漢字一人一人ではなくて、最初が一人という漢字で、もう一人がひとりという平仮名、それを学校できちっと教わって、一人ひとりの権利というものがあるんだという流れになるとすれば、行政擁護で書くのではなくて、子どもたちが実際に触れている言葉で記載してあげた方が、本当は全体的なバランスとして、しかもスタートの部分ですので、いいかなと思います。今回いろんな話しようかなと思ったんですけども、かなり修正があってとても良かったなと思っているのですが、ポイントとしては私、そのところは変えた方がいいかなというふうに思いました。もし参考にしていただけると大変ありがたいと思います。

○田邊会長

ありがとうございます。表記面での工夫が必要ではないかということですので、ぜひ精査して対応できればと思います。ご意見ありがとうございました。他にご意見いかがでしょうか。はい。

○村上委員

ええと、前文のところのええと真ん中よりちょっと下のええと、自らがかけがえのない個人であることをっていうところが、自己および他者がというふうに、自分も人もっていうふうな意味合いの言葉が入ったことは大変評価できることだなというふうに思っています。一つ質問なんですけれども、4 ページの相談体制の充実のところ、相談に応じるための体制の充実を図るものとするのとあるのですけれども、今現在でも市役所であるとか、児相であるとか、いろいろな機関で相談を受け付けていると思うんですけれども、学校現場にありますと、やはり保護者からすると身近な公共機関ということで、いろいろな相談が学校に持ち込まれることがとても多いです。この文言があることで、さらにもっと保護者が相談できるような機関が増えていくのか、それとも今ある機関をさらにもうちょっと相談しやすいように、何かしらの対策を打って充実させていくのか、そのあたりのことをもし何か案があればお聞きしたいです。

○田邊会長

はい、ありがとうございます。特に条例の第 14 条ですか、14 条の相談体制の充実ということで、ご意見をいただきました。相談の対応、どんな窓口とか、どんな人材を配置するかとされているところが多々、自治体でもあると思うんですけれども、そのあたりの相談の対応、相談される場所もかなり広がってきているので、それを加味した発想が必要ではないかというご意見です。

○谷野少子化対策監

ご意見ありがとうございます。現状ですね、具体的に何かお考えがあるかどうかということなんですけれども、現状では、こころの健康センターとか、例えばですけども、児童相談所、それからいろんな相談ダイヤルなんか、NPO にやっていただいている部分とかもありますけども、こういったものをしっかりと充実させていく必要があるということで、今、具体的に、ここをこうすることまでは決まっておりません。ご指摘の学校でもそういった相談を持ち掛けられるということも踏まえまして、どういったニーズがあるのかということもしっかりと踏まえまして検討していきたいと思っております。

○田邊会長

はい、ありがとうございます。相談の対応がとても要になっていくと思いますので、またご検討いただければと思います。ほかにもうご意見をお願いします。

○野口委員

全体としてですね、やはり子どもの権利というものに対して、大人、地域社会がですね、全体として応援していこうという、温かく応援していこうという理念というものが滲んだ内容であるというふうに私は思います。で、その中でですね、さっきの公聴会で、子どもたちの意見が多かったのは、安心してものが、いろんなところでものが言える環境がまだ少ないと。SNS などでも、交流など、会話もよくやるんだけど、忌憚なく、フェイストゥフェイスですね、ものを言える交流の場が意外に少ないと。そうした場を求めているという状況も見えてきたように思うんです。そこで、具体的に言いますと、第 11 条ですかね、意見表明及び社会参画の促進ということですが、この中に、例えば社会的活動に参画することができるの後に、例えば世代を超えて交流できる場を設けるなどといったような、より具体的な

文言を入れてもいいのではないかなというふうに思います。この条例の理念というものを周知して、また何て言いますか、理念を現実に落とし込んでいくという意味でもそういった交流の場というものが大切になってくるんじゃないかと思います。もしよろしければご検討をお願いしたいなと思います。

○田邊会長

特に 11 条の表明できる場が幅広く身近にあるということが必要不可欠じゃないか。どうしても限られた、あるいは閉じた場で子どもたちが活動しているとすれば、それを超えた場で、様々な思いを表現できるような場を用意する必要もあるんじゃないかというご意見かと思いますが、また加味していければと思います。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○高木委員

はい、よろしくお願いします。先日の公聴会でも、子どもたちとか大人の皆さんからの声を聞けて本当に良かったなと思いました。その機会はすごく大事だったなと思いました。そこを踏まえて、またきちんと、そのことをある程度盛り込まれたような条例案になってきたなというふうに感じています。子どもの権利って言ったら釜土先生もおっしゃったように、では大人の権利はってみたいなのが往々にして言われがち。ただ、私がここで間違っちゃいけないと思うのは、子どもの権利は保障されてこなかったんです、今まで。大人の権利もそうなんだよ、保障されてなかったんだよと言われるなら、それはそれで正当なご意見かなと思いますが、大人は保証されてきています。そのことを私たちは知らない間に、無意識のうちにちゃんと恩恵を受けてきていました。改めて子どものことが浮上したのは、やはり子どもたちの問題が大きく大きく、結果として私たちに示してくれた。その結果、もちろん国もそうですし、世界的な今、大きな動き、うねりの中で日本は動かざるを得なかった部分もあるでしょう。国が動きました。子ども基本法ができました。そして県としてこうしようというところまでこぎつけました。石川県の動きはすごいと私は思っています。本当にどこに出しても自負してもいいんじゃないかと思って自慢できると思います。いち早く県民としての子どもたちを大事にしていくという姿勢を条例の中で条例を示すことでできるわけですよ。公聴会も開きました。子どもたちの意見を聞きました。実は小学生の意見を聞いた機会はあるんですが、8月に。なかなか準備不足もあって、きちんとそれを取り上げられるかどうかというのはなかなかですけども、いろいろね、こんな遊びを増やしてほしいとか、すごく具体的にかわいい、率直に大人の人が、はい、わかりましたみたいな、それをやっていこうと思いますって言わせた、そんな意見も出てきたりしている。問題は、前田先生もご指摘されましたけども、いろいろもっとこういうふうなことが見えるようなこと、ご提案いっぱい出てくると思いますが、私は条例案の中では限界があると思っています。でも、それでも、いつもいつも修正、修正、修正を繰り返して、じゃあいつ出すんだって話になってくると思うので、やっぱりそれは、出てからの話が今併せて出てきたような気がしていて、もう本当に出して終わりじゃないんです。要するに、これを出した後、私たちがそれをどうやって子どもたちが、中身を知ってるって言わせられるだけの、学びの機会をいっぱい作っていくか、話し合えば、意見を言える場をいっぱい作っていけるか、そこに関わっているんだと思うんですね。なので、私はやっぱり、とりあえずある、完成されたところをどこかで区切って整理して、一人ひとりという意見は私も賛成なんですよ。どっちもひらがなで書くところもあるし、漢字とひらがなにするときもあるし、それは直せるものなら直した方がいいかなと思っていますが、この程度のことなのでね。

私は進めていくのがいいかなと思っています。いろいろなご意見があると思うし、それと、さっきおっしゃった相談体制みたいなこともね、実際そうだと思います。ただ、この中で、ここはどうなるんだろうと思うこともたくさん出てきますね。必要な措置を講ずるとか、いっぱい言葉が並んでいます。これにこそ、具体的にもっと書くべきじゃないかと私、当初言いましたけども、これもやっぱり県が作っていく上での制約はいろいろあるんだろうなと思ったので、そこもどこかで終始を打たなきゃいけないんだろうなという気がしているので、今のそれぞれの出す意見は、今後のことに絶対に生かさなきゃというところに反映していくのがいいんじゃないかなと私は感じています。

○田邊会長

はい、ありがとうございます。提示して、中身を、いろんな状況に応じて、いろんな課題が浮上してきますので、中身にに応じて対応するっていうスタンスも必要じゃないかというご意見かと思います。まずはいち早く条例として完成すべきではないかというご意見かなと思っております。はい、ありがとうございました。ほかに、前田委員お願いします。

○前田委員

ちょっと文言のところで、一応確認なんですけど、一人一人の言葉だったり私もそうかなと思うんですが、子どもの表記ですよね。これ、行政用語という話もありましたが、法律の縛りがあって、ある場面では、どちらも漢字で書くという場面もあり、それはよろしくないということで、あるところでは、どもを平仮名にするということが長らく行われてきたんですけど、こども基本法においては、おそらくその両方を意識してないんだろうと思いますが、完全にひらがなにしちゃったということですよね。条例なので、何らかの法律の下にあるということが位置づけだと思うんですが、そういうことも踏まえて、ここでは一応、子というところで漢字にしているというところをとっているんですが、このあたりって何かあるんでしょうかね。

○沖野子ども政策課長

ちょっと今確認してたんですけど、まず一人一人の表現については、今、現状あります子ども総合条例の方でも、一人一人のこの漢字、漢字というこの用語を使用しています。ですので、今回ご意見いただいていますので、その例規の担当課に確認した上で、またどういった形にできるかっていうことにさせていただきたいなというふうに思っております。ちょっと子ども総合条例の方は一人一人になっている、子ども総合条例の方は漢字の子を使っているって、また今の子どもの用語の使い方なんですけれども、ちょっといろんな県の条例との整合性ですとか、そういったこともありますので、ちょっとどういったことができるかっていうことについては、また検討させていただきたいというふうに思っております。

○高木委員

関連して、前田委員がご指摘された子どもの方の字なんですけど、私、一番最初にこのことを検討しようといったときにお示ししたと思います。世の中、子どもの子はひらがなになっているけど、こども基本法の中でどうですかって言ったときに、県の方が、石川県はこれで行きたいとおっしゃったんです。私はそれはありだと思っていて、こちらが決めればいいことだと思っています。

○谷野少子化対策監

ご意見ありがとうございます。先ほどありましたように、文部科学省では、子供という漢字漢字を奨励しておりますし、今、こども家庭庁ができてから、なるべくひらがなこどもで使えるところは使うようにしようというのが提示されています。一方で、多くの自治体の表記では、まだまだ漢字一文字混じりの子どもというのが非常に定着しているという現状もありまして、私どもの既存の子ども総合条例に関しても一文字漢字で来ております。この条例でだけひらがなにするかどうかの議論の中で、法規的な調整の中で、一文字漢字いくというような方向性で、今、案としてお示しさせていただいている状況です。

○田邊会長

表現の仕方にはいろんな含みがあることもあるんですけども、県の全体的なルールの中での使用ということもあるので、突破口を開くか、踏襲するかという、また事務局で判断しながら検討できればなというふうに思っております。

○柳委員

本当に素敵にこの基本条例がまとまっていると思いますし、本当に初めて、石川県で初めて本当に出せば本当に画期的なことだと思いますし、私も本当に高木委員の意見に本当に賛成で、これができてしまっていて終わりじゃなくて、それからもうどんどん県民あげて、その子どもたちの権利を守っていける。子どもたちだての権利じゃなくて、大人の権利もいろいろ守れて、石川県が本当に豊かな素敵な県になることを願います。私のところも高校生2人、男の子、孫がいるんですけども、その子たちも本当に学校でどういうふうに自分たちの権利っていうものを、学校で習っているのかどうなのか聞いたことないんですけども、それも私ちょっと聞いてみようと思いますし、あと事業者が基本理念に則って、その雇用する労働者とその子どもたちに接する時間を十分確保することができるようになっていう文言がありますが、その各会社とか事業者とかに対しても、やっぱり一定の指導でもないですけども、こうしてくださっているのはしていただけたら、私のところも会社していますから、いいと思います。はい、以上です。

○田邊会長

ありがとうございます。全体的にこの方法で進めていくべきであるというご意見かと思います。ほかには、前田委員。

○前田委員

すいません、これも文言なんですけど、今の、例えば事業者に対しては、作れるものとするという、努力義務という表現で、行政に対してはもうするという形で、ちょっと強さが違う表現をしているんですね。そのあたり、意図があるんだろうと思いますが、もし差し支えなければ、その違いについてご説明いただきたいと思います。

○田邊会長

関係する人への責任ということで、たくさん条項を設けておりますけれども、県の責務はする。それ以

外は努めるものとする。ここに何か思い入れがあるのかどうかというご質問ですかね。

○沖野子ども政策課長

こども基本法でも、行政に関する地方公共団体の責務ということで定められておりますので、行政に関しては、努めるではなくて、もう責務としてやるっていうような表現にさせていただいております。その他の関係者の方に向けては、図っていただくっていうことを、これからもお願いしていく必要があるというふうに思っておりますので、そういった形で、ちょっと法を踏まえた形で、こういった表示をさせていただいております。

○田邊会長

ちょっと広いですね。努力目標となるとちょっと弱くなるかなというこれも実施を図りながら、また内容に応じてやらなければいけないということであったりするのかなという気がします。大きな表現としてはこういう形で、また最後を詰めるときに広報に応じた対応になっていくのかなという気がします。

○釜土委員

先ほどの一人ひとりのことを言いましたので、丁寧に対応ありがとうございます。実はそんなにこだわってはいないんです。こだわってはいないんです。ねばならないとも思っていないんです。法律用語、行政用語、また文部省の推奨、そういうものがあるということも十分分かっていて、むしろ逆にこういう議論ができて、行政の皆様方がそのことについて知ってそして、そういう事柄が話題になり、こういうことが問題点としてあったんだとマスコミの方もいらっしゃいますから、なるほどと思っただけのはやっぱり重要で、一つ一つ前に向かって進んでいくというポイントがとても重要なんだろうと思います。宣教師たちが戦国時代にやってきたときに、いろんな報告書をバチカンの方に送っているその手紙の中に、日本人に子どもは食べ物ではないと伝えるのは大変だという文言があるんです。要するに、避妊のなかった時代にたくさん生まれてきた子どもをどうしても間引きしなければならないから、食料にしていた時代があった。そういうことを報告書で読んだことがあります。そんな時代から見たら、よくぞここまで来たという感じですし、そしてまた日本人の大人。大人の人も戦争中の時には権利があったのか、ないのか、そう言われた時に権利がなかったような人たちもたくさんいた。その大人の人の権利が認められ、今、子どもたちの権利がしっかりと認められてきている。問題はそれを子どもたち自身がどう共有して、自分たちにはそういうちゃんとした権利があって守られているんだということを子どもたち自身が自覚していくことがきっと重要なんだろうと思うんです。そして最終的にはこんな条例になかったって、しっかりとみんながこの内容を理解して、当たり前のようにやっている、子どもが食べられるってことがないように、同じように当たり前のようにやっていくことがきっと理想なんだろうと思いますが、どうしてもまだ、今、課長がおっしゃってくださったように、行政の方に対してちょっときちんとお伝えをしなきゃダメなのよと言わなければならないポイントは若干ありますよね。いくつか相談に行っても、ちょっと聞いてもらえなかったりとか、それから邪見に扱われてしまったりとか、そのためにはこの条例が非常に重要なので、細かなところについては意見がたくさんあります。私自身、高木先生もそのようにおっしゃっていらっしゃる。意見の違うところがあるんですけど、子どもの子は漢字でもいい、僕も平仮名の方がいいかなと思ったりするんですけども、そういうところよりも、内容的な事柄がしっか

り子どもたちにも、子どもの皆さんにも、県民の皆様にも、特に行政の皆様にしっかり伝わった上で、一般の人たちにもこれぜひ守ってくださいというこの流れは、今とても大事なものだと思っていますので、まず一つ何とか作り上げていって、前の時から見たらとても良くなったと繰り返すけれども、本当に感謝をしながら、よく努力してくださったと思っています。些細なところは、どうぞ自由に妥協していただきたいと思いますので、本当に感謝です。ありがとうございます。

○田邊会長

はい、ありがとうございます。ぜひ前進をとというご意見だと思います。他にいかがでしょうか。

○開委員

先ほど横川委員おっしゃいました、子どもの声に耳を傾け、寄り添っていくというところ、もう少し強い言葉ということでお話があったので、先ほど、今の乳幼児・児童の声がなかなか拾い上げられないところもあるということを含めて、やっぱりアドボケイトっていうところですね。子どもの声にならない声、弱者の方の声をきちっと代弁して、行動につなげていくといったような、ちょっとニュアンスが前文に入らないものかなとちょっと思いまして、そちらをお伝えさせていただいたのと、あともう一つは、子どもたちを守り、私たちは何かを実現していくということよりは、子どもとともに社会を作り上げていく、共生社会といったような、やっぱりニュアンスがちょっと前文だけにでも入らないと、結局、大人が子どもを何か守ったり、何かしてあげますよと、先ほどの上から目線というのは、実はそっちから来るのかなとちょっと思いまして、本当にこれ全部に入れていくとちょっと難しいかもしれない。前文にもう少しニュアンスで入れていただくことをご検討いただければと思ったんですけど、横川委員どうでしょうか。

○田邊会長

関係者がいろんな関わりをして作っていくようなことになりますけれども、まともに作り上げていくっていう、何かそういう 発想、共創という言葉もかなり使われ始めておりますけれども、共に作り上げていくっていう、今形あるものではないものをまた目指して共に作り上げていくという、そういう発想を醸し出すようなニュアンスもあるといいなというご意見かと思います。ありがとうございます。

○屋島委員

ありがとうございます。その上から目線っていうお話は、多分、子ども目線と大人目線が混在しているんじゃないかみたいな、この条例を読んだ子どもたちから、子どものことを大人がこうやって決めているとか、子ども目線なのか、大人目線のお話なのか、それがちょっと混在していて分かりにくいっていう意見も公聴会で聞いたように感じています。県民向けアンケートの実施の中で、その他のところで、子どもを守ることは大切だが、守りすぎると子どもが弱くなるっていう意見を書かれている方いらっしゃるんですけど、この方が子どもなのか大人なのかちょっとわからないんですが、私も子ども自身が自分を守るために子どもの権利を子ども自身が知るっていう、そういう必要があるんじゃないかなとは思っていて、今、NHKのEテレとかでも子どもの権利について幼児番組で流れていたり、歌になっていたりします。なので、子どもが自分には権利があるんだよっていう刷り込みというか、子ども自身に権

利があるんだよっていうことを子どもに伝えるっていう部分では、日本を挙げて行動されているのかなというふうには感じていて、そのために大人がこういう条例を作って、で、社会全体として、子ども自身にも権利があるんだよっていうことを、こう再認識しているんだよっていうのを子どもに伝えていきたい。そのために、この条例をこう大人たちが考えているんですっていうのを、こう、なんかこう、わかりやすく子どもに、石川県民に伝えられないかなって思っています。なので、子ども目線、子どもに対して伝えるときの言い方と、大人が話し合うときのものと分けて考えてもいいのかなと思っています。という意見だけなんですけれども、今後、このアンケートを実施したり、広報活動であるとか、そういうときに何か参考になればいいなと思って、ちょっと発言させていただきました。

○田邊会長

ありがとうございます。表現をどう汲み取るのかって、子どもの汲み取り方にはなかなか距離があるという感触もあるので、子どもバージョンと言ったらいいのかな、子どもバージョンも必要じゃないかというご意見もございましたので、そのあたりを加味した取り組みが必要じゃないかというふうに思います。そういうご意見かと思っています。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○桶川委員

すみません。前文の中にある「自己及び他者が共に」っていうことを付け加えていただいたことで、子ども同士っていうニュアンスも含まれているのかなと思いますけれども、先日の公聴会で意見を言いやすい雰囲気について、高校生、中学生の話をされたときに、聞いていると、大人が聞いてくれるかどうかっていうだけではなく、周りの子どもが聞いてくれるかどうかっていうことの方がちょっと大きかったのかなと思うんですけれども、子どもの権利を大人が守るっていうだけではなく、子どもの権利を子どもが守るっていう視点も必要じゃないかと思っています。今、大人が子どもの意見を聞くと、子どもの声に耳を傾ける人っていく。それはもちろん重要なことですが、子ども同士でもお互いに声を聞き合うとか、寄り添うっていう、そういう視点も、特に中学生、高校生が大きくなってきたら必要なんじゃないかというのを、この間の公聴会の意見を聞いて思いました。これが一つと、もう一つ、私、前回の時に「元気で」という言葉の定義を教えてくださいというふうにお尋ねして、それも「健やかに」というふうな言葉に変わったということで、ありがとうございます。念のため、「健やかに」の定義を教えてくださいませんか。

○沖野子ども政策課長

委員からのご提案で、確かに前回ご指摘いただいて、元気っていうのは、ご病気の方もいらっしゃる、障害を持たれている方もいらっしゃるってというような背景もあるということなのかなということで、そうした方がそのまま、自分はいていいんだっていうのは、自分はここにいていいんだ、自分の意見を言っているんだ、自分が社会に参加しているんだってというような、そうした子どもたちのあり方ってものを考えたときに、このそうしたことを健やかというふうな表現がふさわしいんじゃないかっていうことで、このようにさせていただきました。委員からのご意見いただいて、こういった形にさせていただいたというような、厳密にどういう定義なんだっていうことをおっしゃられると、すごく今、表現が難しいなと思って、今どういうふうに答えていいのかなってところがちょっと混乱しているん

ですけれども。こういった逆に、こういったあり方がよろしいのかっていうことを教えていただけるといいかなというふうに思いますが。

○桶川委員

今の説明をお聞きます。で、ありのままの姿でみたいな感じのニュアンスで使われているのかなってことはわかったんですけれども。もしかして背景によく英語、もともと条文とかだと Safe and Sound っていうふうにあると思うんですけど、それを訳されたのかなと思ったんですけれども、そういうわけではないですか。

○沖野子ども政策課長

そうではないですね。

○高木委員

何度もすみません、今桶川委員のおっしゃった「健やかに」、「元気」じゃなくて「健やかに」がいいんじゃないって言ったのは多分私だったと思うんですね。要するに元気っていうのは、すごく限定的な言い方、障害を持った子も、いろんなご病気の子もいるでしょうし、「健やかに」という意味の中には、それプラス心身ともに、元気であるということ、安心して暮らしていけるということの意味が含まれているので、見た目の病とかじゃなくて、内面のところも含めた意味が含まれている言葉なので、健やかということをご提案させていただきました。

○田邊会長

日常用語としての使い回しにもあるんでしょうけれども、もちろん、その背景に存在をそのまま認めるっていうニュアンスだろうとの表現だろうということで、理解できるんじゃないかな、認識できるんじゃないかなというふうに思いますので、他の表現がということではないかと思いますが。

○釜土委員

健やかにというのは、実は亡くなられる方が最後の息を引き取られるときに使う言葉なんです。新しい命がここで絶えるときに、それでも健やかに、新しい地に行ってくださいというような、宗教的に使うような言葉でもあるので、健やかにというのは、まだ元気にというのは高木先生おっしゃったとおり、本当に広い言葉なんです。存在のありようのすべてを認めて、その人がその人なりに生きていくことができる。その力というものが、この世に生きているときだけではなく、その来世を信ずる人たち、またあの死んだ後の事柄を持っていて残された人たちに対する思いを抱えた人たちにも使う言葉なので、健やかという言葉はとても素敵な言葉で、英語の単なる翻訳ではなく、日本語の中で本当に大切にされてきた良い言葉ですから、僕は健やかでいいと思いますよ。ですから、自信持って健やかを作っていただければ。今日褒めに來たわけではないんですけど、ずっとそういう良い文章ですよって言っているのが、ちょっと困ったなとは思っているんですけど、とても健やかは良い言葉だと僕は思います。

○田邊会長

いろんな言葉の背景もある。それを踏まえてもとても大事にすべき表現じゃないかと私も思いますので。また、いろんなご意見については、またお願いいたします。

○奥野委員

大変難しい内容の後に申し訳ありません。私もちょっと教えていただきたいかなと思ったので、マイクを持たせていただきました。私たちの団体は、うちの子はみんな我が子を合言葉に、子どもたちの健全育成を願って、地域の人と一緒にやっているボランティア活動団体の一つなんですけれども、ここで、比較表の中に子ども子育て支援団体の役割、ここに入るんでしょうか。入るとすれば、今度あの提言されたのが大変難しいと。で、十年くらい、7月の夏休みいっぱい、子どもたちを、第三の居場所として集めて、私たちの団体が中心に、また地域の各団体が毎日十数名の大人たちが来て、子どもたちは30から40名。居場所のない子どもたちが集まってきて、制作をしたり、運動遊びをしたり、いろいろするんですけれども、その中に大人の例えばバレーしていると、おばちゃんはバレー部やった、このパスのとかはどんなんやったとか言うけれども、その会話がすごいなって、いろんなことを聞いて、制作とかでも、こんなんしていったらきれいになるんやね、おばちゃんありがとうって言って、いや、上手にできたねって、その会話の中から。すごく7月いっぱい仲良しになるんですね。そうしたら、いろんなことをあのおばちゃんには聞きに来る。子どもたちに声をかける、お互いに笑顔でいるわけなんですけれども、ここは私たちここに提示されたように、専門的な知識及び経験をもってこんなことは全然できなくて、普通のその子どもたちと接するような形で接しているんですけど、毎年楽しくて仕方ないというので、十数年続けているんですけど、どんどん子どもたちがやってきて、学校の方もありがたい。ありがたいわとお休みの時に行くので、地域のところに児童センターがないところですので、公民館貸し切って7月いっぱいを貸してくださいということで協力して下さって、そこでやらせていただくんですけど、この団体の中に私たちこういう活動している団体も入るんでしょうか。そこを教えていただきたいと思いますので、すみません。

○沖野子ども政策課長

子ども・子育て支援団体等に含まれるのかどうかというお答えは、含まれるということで考えていただきたいなというふうに思っております。専門的知識及び経験っていうところが難しく、ちょっと捉えられるかもしれないんですけど、皆様方の日頃の活動、それをベースに、子どもたちの支援というものが、そのベースの延長線上にあるかと思っておりますので、こういう例規の用語としては、とても難しくなってしまうんですけど、考えております。

○谷野少子化対策監

ありがとうございます。今ほどいただきました、奥野さんいただいた県全域でいろんな児童館を拠点に、あるいは児童館がない場所でも、いろんな子どもたちのために遊び場とか、ふれあいの機会をそういう工夫してやっていただいている、まさにそこが知識、経験なのだろうと思っております。専門的という知識ということも非常に幅広い言葉だというふうに考えておりまして、いろいろそういう工夫をやっていただいていることも、そこに当てはまるというふうに考えております。

○奥野委員

ここに含まれるということが分かりました。ありがとうございます。それで、他県の条例等を参考にしておいてありますので、その県はどんな意味でか、また、石川県としてはこんな感じっていうのをまた、教えていただければありがたいかなと思います。

○田邊会長

要望として、専門的と表現されると重い課題を背負うような気がするので、そのあたりのバリエーションも他県の条例を踏まえながら周知できるようにしていただきたいということだと思いますので、また対応いただきたいと思います。

○開委員

それこそ今のご経験自体が専門性だなと思いながらお伺いしておりまして、あれなんです、先ほど大人目線の話がいっぱい出てまして、私はやっぱり一番初めの一文目で引っかかるなと思ったので、釜土先生がおっしゃってた食べ物じゃないっていうので、すぐまたハッとさせられて、社会の宝っていうのも、本当はモノだけではなくて、人も宝という意味ではあると思うんですが、どうしてもちょっとモノ的な宝物、大人の所有物といったようなニュアンスを醸し出さないかなというのがちょっと今日の議論を見て思ったもので、本当に言いたいのは、多分子どもは社会の一員である、大切な一員ということかなと思うんですね。そこでちょっと引っかかってしまうなと思ったもので、で、その中で最後のこの文のところも、健やかな育つだけではなく、育ち、より良い社会を作り上げるような、そんなことができる存在なんだというようなところのニュアンスがもし入れば、今日の議論の中で子ども同士、じゃあ守ってもらって何かやって、僕たちはこんな権利があるんだからって丸投げの子どもではなく、子どもたち自身が主体的に何かを作り上げていくようなところの意味での子どもの権利というようなところもちょっとイメージできるのかなというふうに思いまして以上です。

○田邊会長

表現の仕方で若干引っかかりがあるというご発言だと思いますけれども社会の宝という表現、前回の公聴会ではこの言葉がすごく大事だというふうにご意見もあったり、ちょっと議論の余地のあるところかもしれませんけれども、また、ご意見頂戴したことを踏まえて精査できればなというふうに思いますので、貴重なご意見ありがとうございます。たくさんのご意見はまだまだあるかと思いますが、所定の時間を越しておりますので、このあたりでご意見をもってことは区切りにしたいと思います。本日たくさんご意見頂戴しました。条例制定作業については、事務局、本日のご意見を踏まえて進めていただくということで、よろしいでしょうか。本日のたくさんご意見ありましたので、それを踏まえて条例制定準備を進めていただくと。なお、条例が制定されたとしても、それでもって終わりではないので、いろんなことを考える際に、所定の作業を踏まえて手直しできればという、そういう意味合いでさしあたって進めていただくということでよろしいでしょうか。はい。それではそのように進めさせていただくということでご確認いただけたと思っております。

○谷野少子化対策監

貴重なご意見を多数ありがとうございました。しっかりと検討させていただきまして、また条例が成案となりましたら、条例の解説とか広報なんかもしっかり工夫してまいりたいと思いますので、そういった中でも今日の示唆に富んだいろんなご意見を含んでいければなということも考えております。本日はどうもありがとうございました。